



松広監第5号  
令和5年3月6日

松本広域連合  
広域連合長 臥雲 義尚 様

松本広域連合監査委員



令和4年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和4年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を報告します。

令和4年度

松本広域連合  
財政援助団体等監査  
結果報告書

松本広域連合監査委員

## 令和4年度財政援助団体等監査結果

### 1 監査の対象及び範囲

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、下記3に掲げる箇所の事務の執行について監査を実施しました。

### 2 監査の期日

令和5年2月16日（木）

### 3 監査箇所及び内容

財政援助団体等監査

(1) アルプスの風観光推進協議会（所管課 事務局福祉・地域課）

(2) 職員共済会（所管課 消防局総務課）

財政支援団体等監査資料に基づき所管課職員からの説明を受け、事務の執行等について意見を述べました。

### 4 監査事項

(1) 主要事業の説明

(2) 帳簿審査

ア 補助金等交付申請書及び決定に係る決裁文書

イ 規約

ウ 役員名簿

エ 事業計画書及び予算書（当該年度分）

オ 事業報告書及び決算書（当該年度の前年度分）

カ 補助金等に係る収入、支出の経過を記録した会計帳簿類

(3) 質疑

### 5 監査委員の意見

アルプスの風観光推進協議会及び職員共済会とも、適正に事務執行がされており、指摘事項等はありません。

会計処理の出納閉鎖について、規約に定められていない猶予期間を設けていることが、適正なものなのか、今後研究していただきたい。